

久喜市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和 8 年 9 月 1 7 日

久喜市長

貴志 信智

久喜市規則第 3 9 号

久喜市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

別紙のとおり

久喜市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市介護保険条例施行規則（平成22年久喜市規則第129号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「の様式」を削り、「（様式第1号）のとおり」を「によるもの」に改め、同条第2項中「（様式第2号）のとおり」を「によるもの」に改め、同条第3項中「（様式第3号）のとおり」を削り、同条第4項中「（様式第4号）のとおり」を「によるもの」に改める。

第9条中「介護保険住所地特例施設入所・退所連絡票（様式第5号）」を「介護保険他市町村住所地特例者連絡票」に改める。

第11条中「（様式第6号）」を削る。

第12条中「（様式第7号）のとおり」を「によるもの」に改める。

第13条中「（様式第8号）」を「（様式第1号）」に改める。

第14条中「（様式第9号）のとおり」を「によるもの」に改める。

第15条第1項中「（様式第10号）」を「によるもの」に、「（様式第10号の2）のとおり」を「によるもの」に改め、同条第3項中「利用にかかる」を「利用に係る」に、「居宅介護（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書（（看護）小規模多機能型居宅介護用）（様式第11号）のとおり」を「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（（看護）小規模多機能型居宅介護）によるもの」に改める。

第16条中「（様式第12号）」を削る。

第17条中「介護保険特例サービス費等支給申請書（受領委任）（様式第13号）」を「介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書（受領委任払用）」に改める。

第18条中「（様式第14号）のとおり」を「によるもの」に改める。

第19条中「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（様式第15号）のとおり」を「介護保険居宅看護（介護予防）住宅改修支給申請書による

もの」に改める。

第20条第1項中「介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書（様式第16号）」を「介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書」に改め、同条第2項を削る。

第21条中「高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（様式第17号）」を「高額医療合算介護（予防）サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」に改める。

第22条第2項中「（様式第18号）」を削り、同条第4項中「介護保険／負担限度額・利用者負担額・特定負担限度額／差額支給申請書（様式第19号）」を「介護保険特定入所者介護（介護予防）サービス費等支給申請書」に改める。

第23条第2項中「特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請書（様式第20号）又は介護保険特定負担限度額認定申請書（様式第21号）」を「介護保険利用者負担額減額・免除認定申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）又は介護保険特定負担限度額認定申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）」に改める。

第24条第1項中「介護保険利用者負担額減額・免除申請書（様式第22号）」を「介護保険利用者負担額減額・免除認定申請書」に改め、同条第2項中「（様式第23号）」を削る。

第25条中「（様式第24号）」を削る。

第26条中「介護保険支払方法変更（償還払）終了申請書（様式第25号）を」を「介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）終了申請書（様式第2号）を市長に」に改める。

第27条中「（様式第26号）を」を「（様式第3号）を市長に」に改める。

第28条中「（様式第27号）」を「（様式第4号）」に、「介護保険料特別徴収（仮徴収）開始通知書（様式第28号）」を「特別徴収開始通知書（仮徴収）」に改める。

第29条中「(様式第29号)のとおり」を「(様式第5号)によるもの」に改める。

第30条中「(様式第30号)を」を「(様式第6号)を市長に」に改める。

第31条中「(様式第31号)のとおり」を「(様式第7号)によるもの」に改める。

第32条中「行う督促は、介護保険料督促状(様式第32号)により」を「は、督促状により督促を」に改める。

第33条を第34条とし、第32条の次に次の1条を加える。

(様式)

第33条 この規則に定めるもののほか、必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づき厚生労働省が定める介護保険システム標準仕様書において帳票として示される様式の例によるものとする。

様式第1号から様式第7号までを削り、様式第8号を様式第1号とする。

様式第9号から様式第24号までを削る。

様式第25号中「介護保険支払方法変更(償還払)終了申請書」を「介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)終了申請書」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第26号を様式第3号とし、様式第27号を様式第4号とする。

様式第28号を削り、様式第29号を様式第5号とし、様式第30号を様式第6号とし、様式第31号を様式第7号とし、様式第32号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年9月24日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の久喜市介護保険条例施

行規則の様式により提出されている書類は、この規則による改正後の久喜市介護保険条例施行規則の相当様式により提出された書類とみなす。